

北海道告示第11168号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

令和 3年 9月 7日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第3038号	副産動物質肥料	マルサ フィッシュソリュブル N6.0	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制約事項は公定規格のとおり	株式会社マルサ笹谷商店	釧路市大楽毛8番地の19	令和3年(2021年)9月7日